3 資第 121 号 令和 3 年(2021 年) 7 月 6 日

保健福祉事務所総務課長様

環境部資源循環推進課長

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について(通知)

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成30年3月)」、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年9月)」等により対応いただいているところですが、今般、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」について、厚生労働省等の関係機関が整理した新たな知見等に基づいて、令和3年6月に一部改定をした旨、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から情報提供がありましたのでご了知願います。

つきましては、引き続き感染性廃棄物の適正な処理が確保されるよう、貴管下の病院、診療所 等の医療関係機関に対して改定されたガイドラインの周知をお願いします。

なお、市町村等廃棄物行政担当部局、県関係部局及び関係団体へは別添写しのとおり通知しましたので、申し添えます。

長野県環境部資源循環推進課

課長:滝沢 朝行 担当:河野 博和

電 話: 026-235-7164 (直通)

FAX: 026-235-7259E $\cancel{>}-\cancel{>}\nu$ junkan@pref. nagano. lg. jp